

## よくある問い合わせ＜学友の皆様へ＞

### Q 1. どのようにホームカミングに申し込むのですか？

ホームカミングは、学友ご本人からの申請ではなく、世話クラブまたは地区米山奨学委員会からの推薦により、地区が招待学友を決定して実施する制度です。

ホームカミングによる来日をご希望の場合、世話クラブやカウンセラーに希望をお伝えいただくことは可能ですが、地区の実施スケジュールと合致した時に、招待学友としてご協力をお願いすることになりますので、ご了承ください。

### Q 2. 家族などが同行してもいいのですか？

学友のご家族や関係者が、学友と一緒に来日することは可能です。

ただし、補助費の対象は学友ご本人分のみとなります。同行者の来日費用は補助費対象外となりますのでご了承ください。

※同行者分のビザ申請書類が必要な場合は、招待地区（クラブ）にて作成していただくことになっています。

### Q 3. 7日間を超えて日本に滞在することはできないのですか？

できます。

ホームカミングによる滞在の上限が最長7日間ということで、ご本人の都合による日本滞在期間そのものを限定するものではありません。

### Q 4. ロータリー関連のイベントなどに掛かる「参加費」は補助費に含まれますか？

例会や地区大会の参加費（登録料）などが、ご本人分のみ補助費として認められます。

### Q 5. 母校や指導教官訪問、会員の墓参等の交通費・食費は認められますか？

奨学期間中の関係者や所属校への訪問、招待地区内の視察、スピーチや関係者・留学生等との交流を含む内容であれば、ホームカミングの主旨に沿う内容として、補助費使用の範囲内で本人分のみ認められます。

※学友ご本人の仕事や観光目的の内容はすべて個人スケジュールとして、補助費の対象外です。

### Q 6. 学友への謝礼は認められないのですか？

当制度の目的は、学友の活躍を紹介し、学友のスピーチを通じて多くのロータリアンに米山奨学事業の意義と成果を伝えるものであるため、ホームカミング補助費においては、謝礼は対象外としています。

### Q 7. 移動時の飲食費の支払いはどうすればよいのですか？

なるべくレシートを取っていただき、地区のホームカミングご担当者にお渡しください。

**Q 8. 交通費・食費は領収書がないものは認められないのですか？**

来日するために母国でかかった交通費で領収書等がとれないものは、本人申告による往復分の経費補助を認めます。

日本国内の移動費用は、切符・請求書を添付したり、任意の用紙に交通機関名や経路を記載したりして報告されれば、領収書がなくても認められます。

飲食代は、できるだけレシートを添付してください。

**Q 9. 海外旅行保険はどのようになっていますか？**

奨学会にて加入手続きをします。母国出発から母国帰着まで（最長7日間）が対象です。

保険契約証が発行されたら地区のホームカミング担当者へ渡しますので、来日時にお受け取りください。